

令和8年6月から **入院時食事療養費** が変わります。

70歳以上の入院患者さんの医療費一部負担額について

70歳から74歳の方は【健康保険証】(国保または社保)と【高齢受給者証】の提示、**75歳以上**の一般に該当の方は、【後期高齢者医療被保険者証】の提示のみで医療費の一部自己負担額が一定の支払いでよいことになっております。

なお、住民税非課税世帯を対象とした【限度額適用・標準負担額減額認定証】(限度額証)をお持ちの患者さんは、病院窓口にご提示をお願いいたします。

上記をお持ちでない患者さんは当院医事課や医療連携室へご相談ください。

※現役並み I・II の方も、限度額認定証の発行対象となりますので、お持ちの患者さんは病院窓口にご提示をお願いいたします。

自己負担限度額(1ヶ月単位)

現役並み(Ⅲ) 年収約 1,160 万円～ (課税所得 690 万円以上)	252,600 円+(医療費-842,000 円)×1% 多数該当(直近1年間で4回目以降)⇒ 140,100 円 食費 ⇒ 550 円/食 (1,650 円/日)
現役並み(Ⅱ) 年収約 770 万円～約 1,160 万円 (課税所得 380 万円以上)	167,400 円+(医療費-558,000 円)×1% 多数該当(直近1年間で4回目以降)⇒ 93,000 円 食費 ⇒ 550 円/食 (1,650 円/日)
現役並み(Ⅰ) 年収約 370 万円～約 770 万円 (課税所得 145 万円以上)	80,100 円+(医療費-267,000 円)×1% 多数該当(直近1年間で4回目以降) ⇒ 44,400 円 食費 ⇒ 550 円/食 (1,650 円/日)
一般 年収 156 万円～370 万円 (課税所得 145 万円未満)	57,600 円 多数該当(直近1年間で4回目以降) ⇒ 44,000 円 食費 ⇒ 550 円/食 (1,650 円/日)
住民税非課税世帯(Ⅱ)	24,600 円 食費 ⇒ 270 円/食 (810 円/日) ※申請が必要ですが、直近1年間の入院が90日を超えた場合は、91日～ 220 円/食 (660 円/日)
住民税非課税世帯(Ⅰ) 年金収入 80 万円以下など 所得が一定以下	15,000 円 食費 ⇒ 130 円/食 (390 円/日) ※療養病棟に入院する65歳以上の方は 一部 160 円/食 (480 円/日)